

兵庫県内のがん診療連携拠点病院等の指定状況等 (R7. 2. 1)

1 がん診療連携拠点病院等

二次医療圏	がんの医療圏	兵庫県内のがん診療連携拠点病院等 (※1)		
		国指定拠点病院等(18)	県指定拠点病院(8)	準じる病院 (※2) (20)
神戸	神戸	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸大学医学部附属病院 ・神戸市立医療センター中央市民病院 ・神戸市立西神戸医療センター ・神鋼記念病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸中央病院 ・川崎病院 ・神戸市立医療センター西市民病院 ・神戸海星病院 ・神戸労災病院 ・済生会兵庫県病院 ・新須磨病院 ・神戸赤十字病院 ・甲南医療センター
阪神	阪神南	<ul style="list-style-type: none"> ・関西労災病院 ・兵庫医科大学病院 ・県立尼崎総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立西宮病院 ・西宮市立中央病院 ・明和病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立芦屋病院
	阪神北	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿中央病院 ・市立伊丹病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・三田市民病院 ・川西市立総合医療センター ・兵庫中央病院
東播磨	東播磨	<ul style="list-style-type: none"> ・県立がんセンター【都道府県拠点】 ・加古川中央市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立加古川医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・明石医療センター ・明石市立市民病院 ・高砂市民病院
北播磨	北播磨	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立西脇病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立加西病院
播磨姫路	中播磨	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路赤十字病院 ・姫路医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立はりま姫路総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路中央病院 ・姫路聖マリア病院
	西播磨	<ul style="list-style-type: none"> ・赤穂市民病院【地域がん診療病院】(※3) 		
但馬	但馬	<ul style="list-style-type: none"> ・公立豊岡病院 		<ul style="list-style-type: none"> ・公立八鹿病院
丹波	丹波	<ul style="list-style-type: none"> ・県立丹波医療センター【地域がん診療病院】(※3) 		
淡路	淡路	<ul style="list-style-type: none"> ・県立淡路医療センター 		

(※1) 診療報酬上認められた病院(計画策定病院) 計46病院

(※2) 兵庫県保健医療計画に記載の「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」のうち兵庫県がん診療連携協議会の取組に同意を頂いた医療機関 20病院

なお、兵庫県保健医療計画における「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」については、医療機関からの申し出に基づき随時更新を行っている。

(※3) がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏にがん診療連携拠点病院との連携を前提に指定された類型

- ・赤穂市民病院(連携先:加古川中央市民病院)
- ・県立丹波医療センター(連携先:県立がんセンター)

2 **がんの先進的医療に特化した治療を提供している医療機関（兵庫県保健医療計画に記載）**

県立粒子線医療センター

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

神戸低侵襲がん医療センター

3 **がんゲノム医療拠点病院（国指定）**

県立がんセンター

神戸大学医学部附属病院

4 **がんゲノム医療連携病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院選定)**

神戸市立医療センター中央市民病院（京都大学医学部附属病院選定）

神鋼記念病院（京都大学医学部附属病院選定）

関西労災病院（大阪大学医学部附属病院選定）

姫路赤十字病院（岡山大学病院選定）

県立こども病院（神戸大学医学部附属病院選定）

兵庫医科大学病院（近畿大学病院選定）

県立尼崎総合医療センター（京都大学医学部附属病院選定）

加古川中央市民病院（県立がんセンター）

5 **小児がん拠点病院（国指定）**

県立こども病院

6 **近畿ブロック小児がん連携病院（近畿ブロック小児がん医療提供体制協議会指定）**

(1) **地域の小児がん診療を行う連携病院**

神戸大学医学部附属病院

県立尼崎総合医療センター

(2) **特定のがん種等についての診療を行う連携病院**

県立がんセンター

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

(3) **小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院**

兵庫医科大学病院

神戸市立西神戸医療センター

明石市立市民病院

加古川中央市民病院

北播磨総合医療センター

姫路赤十字病院

県立はりま姫路総合医療センター

令和6年度 第2回兵庫県がん診療連携協議会幹事会

がん医療体制等について

**令和7年2月13日（木）
兵庫県保健医療部疾病対策課**

がん診療連携拠点病院の指定要件に関するアンケートについて

がん対策基本計画において、「国及び都道府県は、がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。」とされている。

こうしたことを踏まえて、がん診療連携拠点病院の現状・課題を把握するため国及び県がん拠点病院に対してアンケートを実施。

調査対象

- 国指定がん診療連携拠点病院（18病院）
- 県指定がん診療連携拠点病院（8病院）

回答状況

- 国指定拠点病院（18病院：回答率100%）
- 県指定拠点病院（7病院：回答率87.5%）

調査内容

国・県がん診療連携拠点病院の指定要件のうち、診療実績、診療従事者等の確保の困難の有無について調査を実施。（現在は要件を満たしていても今後（次回の指定更新（R9.3迄）困難と予測される項目））

① 診療実績

がん登録数、手術件数、薬物療法、放射線治療の患者数等

② 診療従事者（医師）

手術療法医、放射線診断医、放射線治療医、薬物療法医、緩和ケア医、精神科医、病理診断医

③ 診療従事者（医師以外）

放射線技師、放射線治療における治療技術者、放射線治療担当看護師、薬物療法担当看護師、緩和ケア担当看護師・薬剤師、社会福祉士、細胞検査士、相談支援員、がん登録実務者

今後の予定

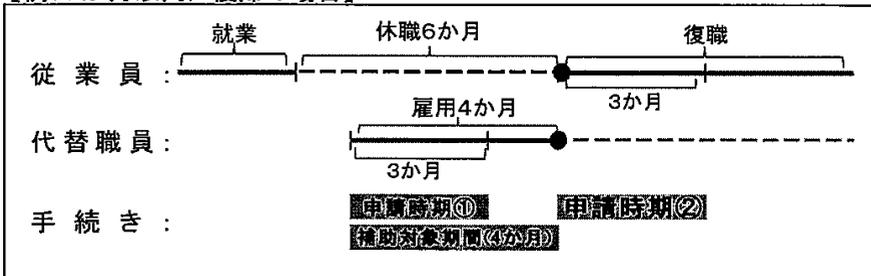
アンケート調査結果については、健康づくり審議会対がん戦略部会（R7.3.4開催予定）に報告する予定。（R7.4に開催予定のがん診療連携協議会においても報告予定）

3 大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業

三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）治療のために一時休職する従業員の代替職員賃金補助制度を創設することで、がん患者等が就業を継続できる環境を整備。

区分	内容
目的	三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境を整備するため、中小企業等を対象に治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を補助
対象者	○ 健康づくりチャレンジ企業（常用労働者300人以下） ○ その他の中小企業等（従業員数100人以下）
対象経費	3大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金
補助率	1 / 2
上限額	100千円/月（通算7か月）

【例：7か月以内に復帰の場合】



三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業 ご案内

兵庫県では、三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的として、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を実施しています。

対象事業所

- ① 健康づくりチャレンジ企業に登録されている企業のうち、従業員数（常時雇用労働者数）が、300人以下の事業所
- ② 兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等

対象経費

三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金

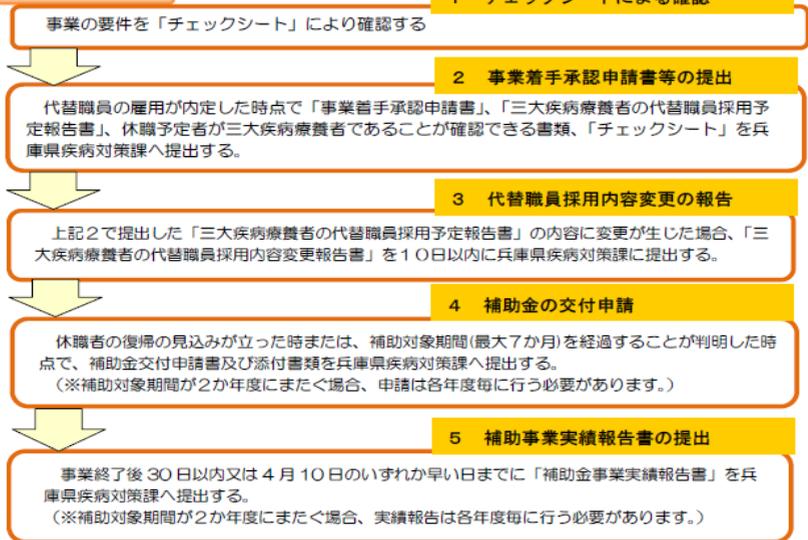
補助額

代替職員の賃金の2分の1（上限10万円/月）

補助期間

休職職員の休職期間内かつ、代替職員の雇用期間（通算して最長7か月）

助成申請の流れ



若年者の在宅ターミナルケア支援事業

終末期を迎えた若年（18歳～40歳）のがん患者が、住み慣れた自宅で最後まで安心した生活を送れるよう、自己負担1割で利用できる訪問介護サービスを提供し、患者及びその家族の負担を軽減。

区 分	内 容
目 的	若年(18歳～40歳)の末期がん患者の自宅での療養を支援するため、日常生活における身体介護や生活援助に要する費用の一部を助成
支援内容	訪問介護（身体介護、生活援助）の利用料
利用限度	週3回まで
利用者負担	サービス利用料の1割（残りを県と市町で折半）
所得制限	所得制限なし



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための事業を実施。

区分	内容
目的	B型、C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の入院及び外来医療費を軽減する公費助成を実施
対象者	B型、C型肝炎ウイルスに起因する肝がん、重度肝硬変患者（所得制限：年収370万円未満）
対象経費	肝がん・重度肝硬変の入院費又は通院医療費について、過去24か月で高額療養費の限度額を超えた月が既に1月以上ある場合に、入院又は通院で2か月目から自己負担額が1万円に減額

～兵庫県内の医療機関の皆様へ～

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 「指定医療機関」の申請について

兵庫県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の方の、入院・通院医療費の自己負担額を1万円に軽減する制度を実施しています。
患者さんが助成を受けるには、受診する医療機関が「指定医療機関」である必要があります。



「指定医療機関」とは？

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における、対象者が助成を受けることのできる医療機関として「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」を選定することとしています。
※肝がん・重度肝硬変の關係医療を行うことのできる医療機関であること以外に特に要件はありません。

「指定医療機関」の役割は？

- 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式13-1号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の交付を行うこと
- 指定をうけていたとみなされる日以降に実施された対象医療について医療記録票の記載を行うこと
- 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること
- 指定日以降に当該月を含む直近24月以内に医療機関において肝がん・重度肝硬変関係医療（高額療養費が支給されたものに限る。）を受けた月数が既に1月以上ある場合であって、指定医療機関に入院した2月日以降のものとして、本事業の助成対象となる入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
- その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること

指定申請について

指定を受けようとする医療機関は「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書」（様式8号）を下記の兵庫県疾病対策課にて郵送で申請してください。

制度に関する詳細や、申請書類の様式を県のホームページで公表しておりますので、是非ご覧ください。



〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県保健医療部疾病対策課
がん対策班 肝炎担当 ☎078-341-7711（内線 3237、3285）



令和7年度 厚生労働省がん対策予算案の概要

2 がん対策

351億円（356億円）

「第4期がん対策推進基本計画」に基づき、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施し、がん対策の一層の推進を図る。

(1) がん予防

140億円（143億円）

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、がん検診受診率や精密検査受診率の向上を図るとともに、より効果的・効率的ながん検診の実施を推進する。

(主な事業)

- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 14億円
がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、引き続き実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳の女性、乳がん検診：40歳の女性）にクーポン券及び検診手帳を配布する。また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。
(補助先) 市区町村
(補助率) 1/2

【令和6年度補正予算】

- ・HPV検査単独法の導入に伴う健康管理システムの改修 9.5億円
市区町村が保有する健康管理システムについて、HPV検査単独法[※]の受診歴をマイナンバーにより情報連携を可能とするためのシステム改修に要する経費を補助する。
※HPV検査：HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べる検査
(補助先) 市区町村
(補助率) 2/3

(2) がん医療

183億円（183億円）

がん医療の実用化に資する研究等を推進し、がん医療の充実を図る。

(主な事業)

- ・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 10億円
小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等を収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進するための事業を実施する。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2
- ・革新的がん医療実用化研究事業等（※厚生科学課計上） 9.5億円
ライフステージやがんの特性に着目した研究（小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど）、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。また、「全ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、がんの全ゲノム解析等を通じてゲノム医療を一層推進する。

【令和6年度補正予算】

- ・全国がん登録システムの機能強化 1.7億円
全国がん登録システム及びがん登録オンラインシステムについて、NDB等の他システムとの連結・解析を可能とするためのシステムの改修等を行う。
(委託先) 国立研究開発法人国立がん研究センター
- ・がんゲノム情報レポジトリシステムの機能強化 2.4億円
「がんゲノム情報レポジトリシステム」について、標準治療前のパネル検査[※]の実施や、新たに保険適用となるパネル検査の追加により、今後、検査件数の増加が見込まれるため、それに対応するためのシステム改修を行う。
※がん遺伝子パネル検査：遺伝子変異を一度に数十から数百解析し、抗がん剤等の治療薬の選択に役立てる検査をいう。
(補助先) がんゲノム情報管理センター
(補助率) 定額

(3) がんとの共生

28億円（30億円）

がんになっても自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、アビアランスケアなど、がんとの共生に向けた支援の強化を図る。

(主な事業)

- ・アビアランス支援モデル事業 27百万円
がん診療連携拠点病院等において、アビアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制の構築について検証するモデル事業を実施する。
(補助先) 公募
(補助率) 定額